

(証券コード 506A)

2026年3月12日

(電子提供措置の開始日 2026年3月5日)

株主各位

東京都中央区銀座四丁目5番1号

シンカナス株式会社

代表取締役会長 松谷 容範

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（以下「電子提供措置事項」といいます。）を電子提供措置としてインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト (<https://sinkanurse.co.jp>)
上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
- ・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
上記ウェブサイトアクセスして頂き、当社名または証券コードをご入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、当日ご出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月26日（木曜日）午後5時までに到達するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午後2時
2. 場 所 東京都中央区銀座四丁目5番1号当社5階会議室
3. 株主総会の目的事項

報告事項 第20期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項

議案 第20期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類承認の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する株主の方に委任する場合には限りません。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

〔 2025年1月 1日から
2025年12月31日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が定着し、インバウンド需要の回復や個人消費の持ち直し等により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な地政学的リスクの高まりや為替相場の変動、エネルギー・原材料価格の高止まり、人件費の上昇等の影響により、企業経営を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する医療業界におきましては、2024年4月に開始された医師の働き方改革の影響が継続するなか、医療現場ではタスク・シフト/タスク・シェアの推進が図られているものの、現場の人員体制や制度運用上の課題もあり、その定着にはなお時間を要する状況にあります。加えて、マイナ保険証利用や電子処方箋、電子カルテ情報共有等を含む医療DXへの対応が段階的に求められるようになり、現場オペレーションの再構築や事務・運用負荷への対応が進んでおります。さらに、次期診療報酬改定に向けた議論が本格化するなど、医療機関においては経営改善・業務効率化の重要性が増しております。

このような環境下、看護師が看護の専門性を発揮できる体制を維持するためには、看護チームにおける役割分担の見直しと、現場を支える看護助手の安定的な確保が一層重要となっております。結果として、医療機関からは質と量の両面で、より高いレベルのサービス提供が求められております。

このような事業環境のもと、当社は前事業年度に構築した営業体制および採用体制の基盤を活かし、その定着と高度化を図るとともに、人材派遣社員の積極的な採用および看護助手という職種の理解認知の向上に取り組んでまいりました。具体的には、採用活動の強化に加え、全事業年度に整備した教育・研修体制の運用定着および内容の充実を図り、稼働率の向上、既存顧客との取引拡大および新規顧客の開拓に注力いたしました。これらの取り組みが着実に成果をあげた結果、採用数および営業活動の双方が全事業年度を上回る水準で推移し、取引先数の拡大および派遣稼働の増加に繋がりました。その結果、当社の事業基盤は一層強化され、持続的な成長に向けた体制整備が進展する一年となりました。黒字化を達成し、当社として非常に大きな成長を実現する成果となりました。

この結果、売上高は929,168千円となりました。看護助手派遣の内、東京都内での売上高は622,825千円、東京都外の売上高は306,343千円となります。従来に比べて、看護助手の日本各地への派遣範囲はさらに拡大し、当社の提供体制が広域化する成果となりました。

また、採用体制の強化および教育・研修体制の定着、稼働率の向上等により、総利益は前年を上回り、営業利益は68,791千円、経常利益は69,830千円、当期純利益は65,244千円となりました。当事業年度は、営業基盤の強化と取引先の拡大が着実に進展したことにより、安定的な収益体制の構築が一段と進む結果となりました。

(2)設備投資の状況

当事業年度における設備投資はございません。

(3)資金調達の状況

特段に記載すべき事項はございません。

(4)当社が対処すべき課題

当社は、より一層の業績の向上及び管理体制の強化が必要と考えております。そのために、必要な人材の確保、専門的能力の開発や研修のオンライン化、事業拡大に対応したコーポレートガバナンス体制の忠実やコンプライアンスを重視する組織風土の醸成を図ってまいります。

(5)財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

| | | 第 17 期 2022 年 12 月期 | 第 18 期 2023 年 12 月期 | 第 19 期 2024 年 12 月期 | 第 20 期 2025 年 12 月期 |
|----------------|------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 売上高 | (千円) | 881,296 | 698,945 | 675,588 | 929,168 |
| 営業利益 | | 79,380 | △23,052 | △45,964 | 68,791 |
| 経常利益 | | 84,117 | △21,385 | △45,419 | 69,830 |
| 当期純利益 | (千円) | 57,470 | △20,444 | △45,624 | 65,244 |
| 一株当たり 当期純利益 | (円) | 51.31 円 | △18.25 円 | △40.73 円 | 58.25 円 |
| 総資産 | (千円) | 464,131 | 381,889 | 354,851 | 462,918 |
| 純資産 | (千円) | 317,647 | 297,202 | 251,578 | 316,822 |
| 一株あたり 純資産 | (円) | 283.61 円 | 265.36 円 | 224.62 円 | 282.88 円 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(1,120千株)、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(1,120千株)に基づき算出しております。

2. 当社は、2022年12月1日付きで普通株式1株に追記2,000株及びA種株式1株につき2,000株の割合で株式分割をおこなっております。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、第15期(2020年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3. 当社は、2023年4月28日付きでA種株式を廃止し、全ての株式を普通株式に変更しております。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、第15期(2020年12月期)の期首に当該A種株式の廃止及び全ての株式を普通株式とする変更が行われたものと仮定して算定しております。

(6)重要な親会社および子会社の状況

該当する事項はございません。

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社は看護助手に特化した労働者派遣を主な事業としております。

(8) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

| 名称 | 所在地 |
|----|-----------------|
| 本社 | 東京都中央区銀座四丁目5番1号 |

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

| 従業員数 | 前期比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-------|------|--------|
| 239名 | 44名増 | 39歳 | 3.2年 |

(注) 従業員は、就業人員数であり、2025年の臨時雇い利用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む)は5名。

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

該当する事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 会社が発行可能株式の総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,120,000株
- (3) 株主数 5名
- (4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------|----------|-------|
| 松谷容範 | 500,000株 | 44.6% |
| 中友美 | 500,000株 | 44.6% |
| 石田昌宏 | 50,000株 | 4.5% |
| 石田千絵 | 50,000株 | 4.5% |
| 川田剛 | 20,000株 | 1.8% |

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年12月31日現在)

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2023年3月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 441円
- ③ 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、

社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「第1回新株予約権割当 契約書」で定めるところによる。

- ④ 新株予約権の行使期間 2025年3月28日から2033年3月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

| 区分 | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 0個 | 0株 | 0名 |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

2023年3月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき441円
- ③ 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「第1回新株予約権割当 契約書」で定めるところによる。

- ④ 新株予約権の行使期間 2025年3月28日から2033年3月27日まで
- ⑤ 当社従業員等への交付状況

| 区分 | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 交付対象者数 |
|-------|---------|---------------|--------|
| 当社従業員 | 1,000個 | 普通株式1,000株 | 1名 |

4. 会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 会社における地位 | | 担当又は重要な兼職の状況 |
|----------|---------------|---------------|
| 代表取締役会長 | 松谷容範 | |
| 代表取締役社長 | 中友美 | |
| 取締役 | パンディ・ラジェンドラ | 当社コンサルティング部部長 |
| 取締役 | ヴィライヴァン・ヴィラサイ | 当社経営管理部部長 |
| 取締役 | 江渡春美 | |
| 取締役 | 木村亮一 | 長村運輸(株)取締役 |
| 監査役 | 塩田隆三 | 当社常勤監査役 |

| | | |
|-----|-------|--|
| 監査役 | 若山 純 | |
| 監査役 | 谷口 久和 | |

(注) 1. 当期中の役員の変動は、次の通りであります。

新任 (2025年3月28日就任)

取締役 ヴィライヴァン・ヴィラサイ

2. 取締役 江渡春美氏及び木村亮一氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 若山純氏及び谷口久和氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役 塩田隆三氏は財務・経理部門において長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等の総額 |
|---------------|---------|--------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 6名 (2名) | 84,600千円 (1,200千円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 7,560千円 (3,960千円) |
| 合計 | 9名 (4名) | 92,160千円 (5,160千円) |

(注) 1. 2023年3月27日開催の第17回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の役員は6名 (うち社外取締役は2名) です。

2. 2018年1月22日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額10,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の監査役の役員は3名 (うち社外監査役は2名) です。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況等

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動内容 |
|-----|-------|---|
| 取締役 | 江渡 春美 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち16回(94%)に出席し、議案審議等につき、必要に応じ、看護師としての専門的見地からの意見を述べております。 |
| 取締役 | 木村 亮一 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち14回(82%)に出席し、議案審議等につき、必要に応じ、経験豊富な経営者の観点から必要な意見を述べております。 |
| 監査役 | 若山 純 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち17回(100%)に出席し、議案審議等につき、必要に応じ、社会保険労務士として |

| | | |
|-----|-------|--|
| | | の専門的見地から意見を述べております。併せて、当事業年度開催の監査役会 12 回のうち 11 回 (91%) に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 | 谷口 久和 | 当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 16 回 (94%) に出席し、議案審議等につき、必要に応じ、経験豊富な経営者の観点から必要な意見を述べております。併せて、当事業年度開催の監査役会 12 回のうち 12 回 (100%) に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「役員規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ② 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- ③ コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、代表取締役、コンサルティング部長、法務総務部長、経営管理部長はリスク管理を行う者としており、各役職員に対するコンプライアンス教育、研修の継続的实施を通じて、全社的なコンプライアンスの推進にあたるものとする。
- ④ 内部監査担当部門は、当社における各部門及び各拠点を対象に、当社の役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて監査法人と情報交換をし、効率的な内部監査を実施する。
- ⑤ 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報制度を設け、適切に対応する。
- ⑥ コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、その他の重要な情報等については、法令及び「情報管理規程」、「文書管理規程」等の社内規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 適切なリスク管理を行うため、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を策定、必要に応じ適宜改正し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ② 当社は、リスク管理の体制の確立を図るため、代表取締役、コンサルティング部長、法務総務部長、経営管理部長はリスク管理を行う者とし、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ③ 代表取締役、コンサルティング部長、法務総務部長、経営管理部長において予見された、もしくは、予見が報告されたリスクについて共有し、リスクの回避、軽減、その他必要な措置を検討し、必要に応じて取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役に対して報告する。
- ④ 各部門がその業務の執行にあたり、決裁取得を必要とする債権保全については、「与信管理規程」に基づき個別に申請のうえ決裁を取得する等、それぞれの規程において定められた決裁を取得することで判断の業務執行における判断の適切性を担保する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行う。
- ⑤ 大地震等の突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役が対策本部を設置し、速やかに措置を講じる。
- ⑥ 業務遂行上の必要に応じ、弁護士・監査法人・税理士等の専門知識を有する第三者に相談、助言・指導を受けるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において年度及び中期経営計画を策定し、当該経営計画に基づき、目標及び予算等を設定する。
- ② 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月1回の定例取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ③ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「組織規程」その他の規程に基づき、取締役及び使用人の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ④ 取締役会は、財務に関する事項について、適宜、目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的施策を各部署に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の業務の適正を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「職務権限表」を定め、当該規程に則って管理を実施する。
- ② 社内において日常的な意思疎通を図り、当社としての経営について協議するほか、当社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認する。
- ③ 当社の内部監査室は、内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役に報告する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととする。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役又は監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
 - ② 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとする。
- (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 監査役職務の執行において監査役会が認める費用について、毎年一定額の予算を計上する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 監査役職務の監査が実効的に行なわれることを確保するため、取締役及び使用人は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。
 - ② 監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、監査法人と連携を図り、取締役会等の重要会議に出席する他、取締役との懇談、社内各部署への聴取及び意見交換、資料閲覧、監査法人の監査時の立会及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図ってまいります。また、必要に応じて警察や弁護士等の専門機関と連携し、体制の強化を図ってまいります

附属明細書(計算書類関係)

有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

| | 資産の種類 | 期首 残高 | 当期増 加額 | 当期減 少額 | 期末 残高 | 期末減価 償却累計額 | 当期償 却額 | 差引期末 帳簿価額 |
|--------------------|---------------|----------|-----------|-----------|----------|---------------|-----------|--------------|
| 有形 固定 資産 | 建物 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 工具、器具 及び備品 | - | 1,685 | - | - | 282 | 282 | 1,402 |
| | 有形固定資産計 | - | 1,685 | - | - | 282 | 282 | 1,402 |
| 無 形固 定資 産 | ソフトウェア | - | - | - | - | - | - | - |
| | 無形固定資産計 | - | - | - | - | - | - | - |

貸借対照表

2025年12月31日現在

シンカナース 株式会社

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------------|---------|---------------|---------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 448,715 | 【流動負債】 | 140,645 |
| 現金及び預金 | 361,490 | 未払金 | 2,672 |
| 売掛金 | 82,440 | 未払費用 | 76,148 |
| 貸倒引当金 | △1,587 | 預り金 | 22,316 |
| 貯蔵品 | 146 | 未払法人税等 | 5,118 |
| 前払費用 | 1,637 | 未払消費税 | 34,389 |
| その他 | 4,587 | | |
| 【固定資産】 | 14,202 | 【固定負債】 | 5,450 |
| 【有形固定資産】 | 1,402 | 資産除去債務 | 5,450 |
| 器具備品 | 1,171 | 負債の部合計 | 146,095 |
| 一括償却資産 | 230 | 純資産の部 | |
| 【投資その他の資産】 | 12,800 | 【株主資本】 | 316,822 |
| 出資金 | 100 | 資本金 | 13,000 |
| 保証金 | 12,109 | 利益剰余金 | 303,822 |
| 繰延税金資産（固定） | 590 | その他利益剰余金 | 303,822 |
| | | 繰越利益剰余金 | 303,822 |
| | | 純資産の部合計 | 316,822 |
| 資産の部合計 | 462,918 | 負債及び純資産合計 | 462,918 |

損益計算書

自 2025年1月1日
至 2025年12月31日

シンカナース 株式会社

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|---------------------|---------|---------|
| 【売上高】 | | |
| 売上高 | 929,168 | |
| 売上高合計 | | 929,168 |
| 【売上原価】 | | |
| 看護・報酬 | 531,610 | |
| 看護・法定福利費 | 76,006 | |
| 看護・福利厚生費 | 22 | |
| 合計 | 607,638 | |
| 売上原価 | | 607,638 |
| 売上総利益金額 | | 321,530 |
| 【販売費及び一般管理費】 | | |
| 販売費及び一般管理費合計 | | 252,739 |
| 営業利益金額 | | 68,791 |
| 【営業外収益】 | | |
| 受取利息 | 378 | |
| 受取配当金 | 2 | |
| 雑収入 | 658 | |
| 営業外収益合計 | | 1,038 |
| 経常利益金額 | | 69,830 |
| 税引前当期純利益金額 | | 69,830 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 5,176 |
| 法人税等調整額 | | △590 |
| 当期純利益金額 | | 65,244 |

販売費及び一般管理費内訳書

自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

シンカナース 株式会社

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|--------|---------|
| 役員報酬 | 92,160 | |
| 給料手当 | 56,228 | |
| 法定福利費 | 15,611 | |
| 福利厚生費 | 2,151 | |
| 教育研修費 | 25 | |
| 広告宣伝費 | 2,610 | |
| 接待交際費 | 49 | |
| 会議費 | 1,476 | |
| 旅費交通費 | 18,139 | |
| 通信費 | 3,402 | |
| 消耗品費 | 2,084 | |
| 修繕費 | 360 | |
| 水道光熱費 | 274 | |
| 諸会費 | 409 | |
| 支払手数料 | 1,627 | |
| 地代家賃 | 15,363 | |
| 保険料 | 52 | |
| 租税公課 | 3,254 | |
| 支払報酬料 | 34,923 | |
| 減価償却費 | 282 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,587 | |
| 雑費 | 88 | |
| その他販売費 | 574 | |
| 販売費及び一般管理費合計 | | 252,739 |

株主資本等変動計算書

自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

シンカナース 株式会社

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 純資産合計 |
|---------|--------|----------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 | |
| | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 13,000 | 238,578 | 238,578 | 251,578 | 251,578 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益金額 | | 65,244 | 65,244 | 65,244 | 65,244 |
| 当期変動額合計 | | 65,244 | 65,244 | 65,244 | 65,244 |
| 当期末残高 | 13,000 | 303,822 | 303,822 | 316,822 | 316,822 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、

定額法を採用しております。

なお、主な内容年数については次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物附属設備 | 3年～18年 |
| 工具、設備及び備品 | 4年～15年 |

(3) 貸倒引当金の会計処理方法

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため計上しております。

一般債権については、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上しております。

貸倒懸念債権については、債務者の財政状態および債権の回収可能性を個別に検討し回収不能見込額を計上しております。

当事業年度においては、貸倒懸念債権に分類した特定の債権について個別に回収可能性を検討し、見積回収可能額に基づき貸倒引当金を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における

主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

看護助手派遣事業においては、派遣期間にわたり役務提供することから、

一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており派遣契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照

1) 有形固定資産の減価償却累計額 282千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はございません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数 1,120,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動によって獲得した資金をもって事業運営を行うことを原則としております。また、余剰資金の運用については、原則として短期的な預金等の安全性の高い金融商品に限定し、投機目的の運用は行わない方針であります。資金調達については、営業活動による現金収入の充当を基本方針としております。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である未払金は、すべて1年以内の決済となっております。

金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売上代金管理規程、債権管理規程、与信管理規程に従い、営業債権について与信限度管理を行うと共に、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに月末現在での債権残高確認作業を実施して、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、未収法人税等、未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。貸借対照表計上額、時価及びこれらの差異については次のとおりであります。

当事業年度(2025年12月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差異 (千円) |
|---------|---------------|---------|---------|
| 敷金及び保証金 | 12,109 | 11,842 | △266 |
| 資産計 | 12,109 | 11,842 | △266 |

注)金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|-----------|---------------------|----------------------|-----------|
| 現金及び預金 | 361,490 | - | - | - |
| 売掛金 | 82,440 | - | - | - |
| 合計 | 443,930 | - | - | - |

5. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 282 円 88 銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 58 円 25 銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、監査計画等を定め、株式上場のための体制の整備および内部統制システムの構築・運用状況等に関する重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、以上の監査活動を通じてその構築及び運用の状況について確認するとともに、取締役及び使用人等から報告及び説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められます。

2026年3月2日

シンカナース株式会社 監査役会

常勤監査役

塩田隆三

印



監査役（社外監査役）

若山 純

印



監査役（社外監査役）

谷口久和

印



株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 第20期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第20期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容は、前記3頁から18頁に記載のとおりであります。

なお、取締役会といたしましては、計算書類が法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

以上